

議 事 日 程 (第4号)

平成25年6月19日(水曜日) 午前10時 開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 報 第 5 号 委員長報告
- 日程第3 請願第1号 TPPへの参加に反対する請願
- 日程第4 報 第 6 号 委員長報告
- 日程第5 議 第 72号 下呂市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第6 議 第 73号 下呂市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第7 議 第 74号 下呂市新型インフルエンザ等対策本部条例について
- 日程第8 議 第 75号 下呂市水道事業給水条例の一部を改正する条例について
- 日程第9 議 第 76号 下呂市簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例について
- 日程第10 議 第 77号 下呂市下水道条例の一部を改正する条例について
- 日程第11 議 第 78号 下呂市下呂温泉合掌村条例の一部を改正する条例について
- 日程第12 議 第 79号 下呂市火災予防条例の一部を改正する条例について
- 日程第13 議 第 80号 平成25年度下呂市下水道事業特別会計への繰出について
- 日程第14 報 第 7 号 委員長報告
- 日程第15 議 第 81号 平成25年度下呂市一般会計補正予算
- 日程第16 議 第 82号 平成25年度下呂市国民健康保険事業特別会計(事業勘定)補正予算
- 日程第17 議 第 83号 平成25年度下呂市後期高齢者医療特別会計補正予算
- 日程第18 議 第 84号 平成25年度下呂市介護保険特別会計(介護サービス事業勘定)補正予算
- 日程第19 議 第 85号 平成25年度下呂市介護保険特別会計(保険事業勘定)補正予算
- 日程第20 議 第 86号 平成25年度下呂市簡易水道事業特別会計補正予算
- 日程第21 議 第 87号 平成25年度下呂市下水道事業特別会計補正予算
- 日程第22 議 第 88号 平成25年度下呂市国民健康保険事業特別会計(診療施設勘定)補正予算
- 日程第23 議 第 89号 平成25年度下呂市水道事業会計補正予算
- 日程第24 議 第 90号 平成25年度下呂市下呂温泉合掌村事業会計補正予算
- 日程第25 議 第 91号 平成25年度下呂市一般会計補正予算
- 日程第26 委員会提出議案第3号 下呂市議会会議規則の一部を改正する規則について
- 日程第27 閉会中の委員会継続調査申し出について

出席議員 (16名)

議長	中 野 憲太郎	1番	田 中 副 武
2番	今 井 政 良	3番	今 井 美 好
4番	今 井 政 嘉	5番	各 務 吉 則
6番	山 川 博 己	7番	中 島 博 隆

8番 伊藤 嚴 悟
10番 服部 秀 洋
12番 中島 新 吾
15番 田口 幸 雄

9番 一木 良 一
11番 吾郷 孝 枝
13番 中島 達 也
16番 二村 勝 己

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職・氏名

市 長	野村 誠	副 市 長	中島 薫
教 育 長	長谷川 藤 三	監 査 委 員	杉山 好 巳
会 計 管 理 者	川口 太 三	総 務 部 長	熊崎 武 司
経 営 管 理 部 長	熊崎 和 則	市 民 部 長	二村 敏 正
福 祉 部 長	松村 勝 久	健 康 医 療 部 長	青木 進 一
農 林 部 長	中島 義 彦	観 光 商 工 部 長	二村 文 裕
建 設 部 長	鎌倉 聡	上 下 水 道 部 長	田口 守 彦
環 境 部 長	今井 弘 司	教 育 部 長	速水 勝
消 防 長	熊崎 守	金 山 病 院 院 長	今井 能 和
萩 原 振 興 所 長	今井 藤 夫	小 坂 振 興 所 長	土川 正 文
下 呂 振 興 所 長	大谷 克 己	金 山 振 興 所 長	池戸 昇
馬 瀬 振 興 所 長	藤森 充		

本会議に職務のため出席した者の職・氏名

議 会 事 務 局 長	中丸 修 治	書 記	中川 好 美
書 記	田立 雅 宏		

◎開議の宣告

○議長（中野憲太郎君）

おはようございます。

ただいまの出席議員は16名で、定足数に達しております。

直ちに本日の会議を開きます。

なお、報道機関及び広報「げろ」から取材の申し込みがございますので、これを許可いたします。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎会議録署名議員の指名について

○議長（中野憲太郎君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、2番 今井政良君、3番 今井美好君を指名いたします。

◎報第5号について

○議長（中野憲太郎君）

日程第2、報第5号 委員長報告を行います。

本定例会において付託しました日程第3、請願第1号 TPPへの参加に反対する請願を議題といたします。

審査結果について、所管の常任委員長の報告を求めます。

産業経済常任委員長 一木良一君。

○産業経済常任委員長（一木良一君）

おはようございます。

これより委員長報告をさせていただきます。

平成25年第3回定例会におきまして、付託されました請願第1号 TPPへの参加に反対する請願について、去る6月14日に産業経済常任委員会を開催し、紹介議員から説明をもらいました。

委員全員で審査を行いました結果、賛成多数で可決すべきものと決しました。

以上、報告とさせていただきます。

◎請願第1号について（質疑・討論・採決）

○議長（中野憲太郎君）

委員長報告を終わり、これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。

これで質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

まず、本件に反対者の発言を許可いたします。

討論はありませんか。

[挙手する者あり]

6番 山川博己君。

○6番（山川博己君）

6番 山川博己です。

T P Pへの参加に反対する請願に関する反対の討論を行います。

まず初めにお断りをいたしますが、この請願書の最後の3行については特別反対するものではございません。そこを読み上げますが、「T P Pについて安倍首相は「国家100年の計」としてありますが、国民に情報が開示されず、国民合意もないまま拙速にT P Pに参加することは容認できません」とあります。この最後の趣旨については反対するものではございませんが、ここに至る文言の中で、私は下呂市議会として採択するには非常に問題のある箇所があるというふうに認識をしまして、その点を指摘させていただきたいと思います。

まず請願書の7行目でございますが、読み上げます。「自民党が総選挙で掲げた「聖域なき関税撤廃が前提なら反対」をはじめとした6項目の公約に違反していること明白です。そして、日米の事前協議では、自動車や保険の分野でアメリカの要求を丸呑みしただけでなく、非関税障壁について、T P P交渉とは別枠で二国間交渉を行うことまで譲歩しました。事前協議で国益をことごとく明け渡した政府がT P P交渉で国益を守れるはずがありません」という断定的な文言でございます。

それから、続いて15行目になりますが、「自民党は、交渉参加を前提に、農産物5品目や国民皆保険制度などの聖域確保を優先し、それができない場合はT P P交渉から脱退も辞さない」と決議していますが、T P Pの枠組みに合意して交渉に参加してから脱退することは現実にはありえないと言わざるをえません」とあります。

この2カ所につきましては、自民党の政策、あるいは政府の政策執行に対する批判に終始をしておりまして、最も大事なT P Pに参加することについての議論の視点が欠けているというふうに私はこれを読んで感じました。

したがって、この請願を採択し、この文言に沿った意見書が下呂市議会として採択されることは、下呂市議会の見識不足も疑いかねないというふうに思います。でありますから、委員会での議論をもっと重ねていただきまして、こういった請願の採択、あるいは意見書の採択を行うべきというふうに考えまして、この請願に対しては反対といたします。

○議長（中野憲太郎君）

次に、原案に賛成者の発言を許可いたします。

討論はありませんか。

[挙手する者なし]

討論なしと認めます。

これで討論を終結いたします。

これより採決を行います。

請願第1号 TPPへの参加に反対する請願、この請願に対する委員長の報告は採択です。この請願第1号を採択することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

挙手少数です。よって、請願第1号については不採択とすることに決定いたしました。

◎報第6号について

○議長（中野憲太郎君）

日程第4、報第6号 委員長報告を行います。

本定例会において付託しました日程第5、議第72号 下呂市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、日程第6、議第73号 下呂市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について、日程第7、議第74号 下呂市新型インフルエンザ等対策本部条例について、日程第8、議第75号 下呂市水道事業給水条例の一部を改正する条例について、日程第9、議第76号 下呂市簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例について、日程第10、議第77号 下呂市下水道条例の一部を改正する条例について、日程第11、議第78号 下呂市下呂温泉合掌村条例の一部を改正する条例について、日程第12、議第79号 下呂市火災予防条例の一部を改正する条例について、日程第13、議第80号 平成25年度下呂市下水道事業特別会計への繰出について、以上9件を一括議題といたします。

審査結果について、所管の委員長の報告を求めます。

総務教育民生常任委員会委員長 服部秀洋君。

○総務教育民生常任委員長（服部秀洋君）

それでは、委員長報告をさせていただきます。

平成25年6月13日午前9時30分より、当下呂市下呂市役所下呂庁舎第1会議室におきまして、平成25年第3回下呂市議会定例会に当委員会に付託されました5議案について審査をいたしました。

議第72号 下呂市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、議第73号 下呂市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について、議第74号 下呂市新型インフルエンザ等対策本部条例について、議第79号 下呂市火災予防条例の一部を改正する条例について、議第80号 平成25年度下呂市下水道事業特別会計への繰出について、以上5議案、全会一致で可決すべきものと決しました。

以上、委員長報告を終わります。

○議長（中野憲太郎君）

次に、産業経済常任委員会委員長 一木良一君。

○産業経済常任委員長（一木良一君）

委員長報告をさせていただきます。

平成25年第3回定例会において付託されました議第75号 下呂市水道事業給水条例の一部を改正する条例について、議第76号 下呂市簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例について、議第77号 下呂市下水道条例の一部を改正する条例について、議第78号 下呂市下呂温泉合掌村条例の一部を改正する条例について、以上4議案を6月14日に産業経済常任委員会を開催し、委員全員と議長、市長初め担当職員の出席のもと説明を受け、審査を行いました。結果、4議案とも全会一致で可決すべきものと決しました。

以上、報告とさせていただきます。

◎議第72号から議第80号までについて（質疑・討論・採決）

○議長（中野憲太郎君）

委員長報告を終わり、これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。

これで質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

本案に反対者の発言を許可いたします。

討論はありませんか。

[挙手する者なし]

次に、賛成者の発言を許可いたします。

討論はありませんか。

[挙手する者なし]

討論なしと認めます。

これで討論を終結いたします。

これより採決を行います。

日程第5、議第72号 下呂市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、委員長の報告は、可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

挙手全員です。よって、議第72号については委員長の報告のとおり可決されました。

日程第6、議第73号 下呂市職員の特種勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について、

委員長の報告は、可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員です。よって、議第73号については委員長の報告のとおり可決されました。

日程第7、議第74号 下呂市新型インフルエンザ等対策本部条例について、委員長の報告は、可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員です。よって、議第74号については委員長の報告のとおり可決されました。

日程第8、議第75号 下呂市水道事業給水条例の一部を改正する条例について、委員長の報告は、可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員です。よって、議第75号については委員長の報告のとおり可決されました。

日程第9、議第76号 下呂市簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例について、委員長の報告は、可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員です。よって、議第76号については委員長の報告のとおり可決されました。

日程第10、議第77号 下呂市下水道条例の一部を改正する条例について、委員長の報告は、可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員です。よって、議第77号については委員長の報告のとおり可決されました。

日程第11、議第78号 下呂市下呂温泉合掌村条例の一部を改正する条例について、委員長の報告は、可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員です。よって、議第78号については委員長の報告のとおり可決されました。

日程第12、議第79号 下呂市火災予防条例の一部を改正する条例について、委員長の報告は、可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員です。よって、議第79号については委員長の報告のとおり可決されました。

日程第13、議第80号 平成25年度下呂市下水道事業特別会計への操出について、委員長の報告は、可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員です。よって、議第80号については委員長の報告のとおり可決されました。

◎報第7号について

○議長（中野憲太郎君）

日程第14、報第7号 委員長報告を行います。

本定例会において付託しました日程第15、議第81号 平成25年度下呂市一般会計補正予算、日程第16、議第82号 平成25年度下呂市国民健康保険事業特別会計（事業勘定）補正予算、日程第17、議第83号 平成25年度下呂市後期高齢者医療特別会計補正予算、日程第18、議第84号 平成25年度下呂市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）補正予算、日程第19、議第85号 平成25年度下呂市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算、日程第20、議第86号 平成25年度下呂市簡易水道事業特別会計補正予算、日程第21、議第87号 平成25年度下呂市下水道事業特別会計補正予算、日程第22、議第88号 平成25年度下呂市国民健康保険事業特別会計（診療施設勘定）補正予算、日程第23、議第89号 平成25年度下呂市水道事業会計補正予算、日程第24、議第90号 平成25年度下呂市下呂温泉合掌村事業会計補正予算、以上10件を一括議題といたします。

審査結果について、委員長の報告を求めます。

予算特別委員会委員長 山川博己君。

○予算特別委員長（山川博己君）

予算特別委員会の報告をいたします。

平成25年6月17日午前9時30分、下呂庁舎第1会議室において、委員全員の出席と、市長を初め担当部局の出席を得て予算特別委員会を開催し、平成25年第3回下呂市議会定例会において、当委員会に付託された議第81号から議第90号までの10議案について審査をいたしました。

審査の結果を申し上げます。

議第81号 平成25年度下呂市一般会計補正予算は、全会一致で可決すべきものと決しました。

議第82号 平成25年度下呂市国民健康保険事業特別会計（事業勘定）補正予算については、全会一致で可決すべきものと決しました。

議第83号 平成25年度下呂市後期高齢者医療特別会計補正予算は、賛成多数で可決すべきものと決しました。

議第84号 平成25年度下呂市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）補正予算は、全会一致で可決すべきものと決しました。

議第85号 平成25年度下呂市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算は、全会一致で可決すべきものと決しました。

議第86号 平成25年度下呂市簡易水道事業特別会計補正予算は、全会一致で可決すべきものと決しました。

議第87号 平成25年度下呂市下水道事業特別会計補正予算は、全会一致で可決すべきものと決しました。

議第88号 平成25年度下呂市国民健康保険事業特別会計（診療施設勘定）補正予算は、全会一致で可決すべきものと決しました。

議第89号 平成25年度下呂市水道事業会計補正予算は、全会一致で可決すべきものと決しました。

議第90号 平成25年度下呂市下呂温泉合掌村事業会計補正予算は、全会一致で可決すべきもの

と決しました。

以上、会議規則第103条の規定により報告いたします。

◎議第81号から議第90号までについて（質疑・討論・採決）

○議長（中野憲太郎君）

これより議第81号から議第90号までの委員長報告に対する質疑を行います。
質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。

これで質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

本案に反対者の発言を許可いたします。

討論はありませんか。

[挙手する者なし]

次に、賛成者の発言を許可いたします。

討論はありませんか。

[挙手する者なし]

討論なしと認めます。

これで討論を終結します。

これより採決を行います。

議第81号 平成25年度下呂市一般会計補正予算、委員長の報告は、可決です。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

挙手全員です。よって、議第81号については委員長の報告のとおり可決されました。

議第82号 平成25年度下呂市国民健康保険事業特別会計（事業勘定）補正予算、委員長の報告は、可決です。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

挙手全員です。よって、議第82号については委員長の報告のとおり可決されました。

議第83号 平成25年度下呂市後期高齢者医療特別会計補正予算、委員長の報告は、可決です。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

挙手多数です。よって、議第83号については委員長の報告のとおり可決されました。

議第84号 平成25年度下呂市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）補正予算、委員長の報告は、可決です。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

挙手全員です。よって、議第84号については委員長の報告のとおり可決されました。

議第85号 平成25年度下呂市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算、委員長の報告は、可決です。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員です。よって、議第85号については委員長の報告のとおり可決されました。

議第86号 平成25年度下呂市簡易水道事業特別会計補正予算、委員長の報告は、可決です。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員です。よって、議第86号については委員長の報告のとおり可決されました。

議第87号 平成25年度下呂市下水道事業特別会計補正予算、委員長の報告は、可決です。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員です。よって、議第87号については委員長の報告のとおり可決されました。

議第88号 平成25年度下呂市国民健康保険事業特別会計（診療施設勘定）補正予算、委員長の報告は、可決です。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員です。よって、議第88号については委員長の報告のとおり可決されました。

議第89号 平成25年度下呂市水道事業会計補正予算、委員長の報告は、可決です。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員です。よって、議第89号については委員長の報告のとおり可決されました。

議第90号 平成25年度下呂市下呂温泉合掌村事業会計補正予算、委員長の報告は、可決です。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員です。よって、議第90号については委員長の報告のとおり可決されました。

◎議第91号について（議案説明・質疑・討論・採決）

○議長（中野憲太郎君）

日程第25、議第91号 平成25年度下呂市一般会計補正予算を議題といたします。

本件について提案説明を求めます。

経営管理部長。

○経営管理部長（熊崎和則君）

それでは、議第91号 平成25年度下呂市一般会計補正予算（第3号）についての説明を申し上げます。

補正予算書の1ページのほうをお願いいたします。

平成25年度下呂市の一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

第1条は、歳入歳出予算の補正でございます。

歳入歳出の予算の総額にそれぞれ20万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出とも202億6,117万5,000円とするものでございます。款項の区分、金額等は、第1表によるものでございます。平成25年6月19日提出。

事項別明細書の4ページのほうをお願いいたします。

歳入でございます。

15款県支出金、2項県補助金、3目衛生費県補助金は、風しんワクチン接種促進緊急対策事業補助金の20万円の追加計上となっております。県の補助率は、市の助成額に対しまして2分の1ということになっております。

5ページのほうが歳出でございます。

まず2款総務費、1項総務管理費、11目公平委員会費は、職員から提出された措置要求書の受理により、公平委員会を開催することになりました。その関係で委員報酬、費用弁償及び議事録調整に係ります経費、合わせて24万8,000円を増額するものでございます。

次に、4款衛生費、1項保健衛生費、2目予防費では、風しんワクチン接種促進緊急対策事業として風疹予防接種に係る助成金、1人当たり5,000円の80人分の40万円を予算計上しております。

14款予備費につきましては、歳入歳出の調整で44万8,000円を減額といたしております。

続きまして、6ページのほうをお願いします。

給与費の明細書でございます。

最下段の比較欄で、その他の特別職の報酬が9万円増額となっておりますが、これが公平委員会の委員報酬の増額分でございます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（中野憲太郎君）

これより本件に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

11番 吾郷孝枝さん。

○11番（吾郷孝枝君）

今回、追加で補正予算に組まれました風疹の接種予防事業についてですけれども、こちらで見ますと、対象者80人分として40万円が上がっています。でも、ここの中で半分は県が負担、半分は市ということで市の実質負担は20万円ですね。それで、今県下の状況を見ますと、昨日の新聞報道によりますと全県の約8割のところは全額補助か、あるいは1,000円、2,000円の補助です。あと5,000円の県の基準どおりというのは旧市町村だけです、下呂市も含めて。こういう状況の中で、この下呂市、あと全額補助という形にしても、これで32万円の追加補助をすれば全額補助

ということが出来るわけです。これをなぜやらないのかということをも市長にまず伺いたいと思います。市長は、私の一般質問のときの答弁で、それぞれの自治体にはそれぞれの台所事情もあって、違っていいのではないかと、こうおっしゃいましたけれども、たった32万円を追加ただけで市の台所事情に影響が及ぶのかどうか。その判断をひとつお聞かせください。

それからもう1つですけれども、下呂市は観光地ですよ。この観光地というのは、やはり都市部、名古屋、東京や大阪、そういった都市部から観光客がたくさん見えます。今若い人も非常にふえてきました。こういう中で、下呂市がこの風疹の予防接種事業、やはりきちっと受けてもらう人を一人でも多くふやして、この対策を練るということが非常に大事だと思いますけれども、この下呂市の特質的な事情をどう考えておられたのか、お尋ねをいたします。

もともと、私はこの補正予算に反対するものではありません。ただ、もう少し下呂市としての、下呂市の観光地としての部分も考慮して、全額補助にこれはすべきではなかったのかということをお尋ねしますので、まずそのところをお尋ねします。

○議長（中野憲太郎君）

市長。

○市長（野村 誠君）

先ほど議員がおっしゃいましたように、一般質問の中で、それぞれの市町村の考え方が違うと、また財政事情も違うということをお知らせしました。また、二村議員さんの一般質問の中でも、下呂市の子育て支援、70ほどの項目がございます。他市に比べて遜色もないということをお知らせしております。議員がおっしゃるような方向でいけば、42市町村全部一緒になってもいいわけですが、それはやはり考え方が違うということであろうかと思っております。

また、風疹の患者が、昨日、きょうの報道では1万人を超えたということでもあります。やはり交流人口の多いところでは、都市部に多いわけでもありますけれども、下呂もお客さんが多いということで、そういった風疹にかかる割合が多いかもしれませんけれども、それぞれのお客さんもそれぞれの所在地で健診とかワクチンを打たれるわけですから、下呂市だけが全部のお客さんを受け入れてどうのこうのということではありませんけれども、交流人口の多いところは、そういった罹患率が多いということは承知しております。

〔挙手する者あり〕

○議長（中野憲太郎君）

11番 吾郷孝枝さん。

○11番（吾郷孝枝君）

32万円あと追加すれば全額補助でできるじゃないかという問題で、市長が言ってみえた下呂市の台所事情、これには影響はしませんね、まずこのところ。

それから、この風疹については、世界的に見ますと日本は風疹感染国だということで、例えばアメリカだとか、ヨーロッパなんかには旅行するときに、まず抗体を持っていない方は接種を求められる、アメリカなんかはそういう州があります。そういう状況で、やはり風疹についてはしっ

かり予防措置がとられているということをアピールするというのが、やはり観光地下呂としても非常に大きいんじゃないかということをまず思います。

それから、健康部長のほうで答えてみえましたがけれども、まずは妊婦を救いたい、妊婦を風疹から守りたいということをおっしゃっていましたが、本当に妊婦を守るには、やはり妊娠がはっきりしてからでは遅い。この風疹については、妊娠したかしないかわかる前にもう予防しないとだめなんです。特に危ないのが妊娠のごく初期です。そういう部分も予防するのなら、ここの20歳代という部分で、飛騨市がやっているように23歳以上の女性ということ、妊娠を予定しているとかそういうことじゃなくて、23歳以上の女性、希望する方、抗体を持っていない方に接種するという、せめてそのところはしっかり周知されるのか伺います。

○議長（中野憲太郎君）

健康医療部長。

○健康医療部長（青木進一君）

御答弁させていただきます。

先ほどの市長さんへの質問と重なる部分があるかと思いますが、よろしくお願ひします。

今回の対応措置について下呂市が判断した状況でございますが、そこら辺をちょっともう一度確認させていただきますと、県のほうでしっかり熟慮をされて、ああいった形で決められたと、それに準じていくのがいいだろうという判断をしたということ。そしてもう1つ、任意の予防接種でございますので、ある程度応分の負担をいただいたほうがいいだろうということ、ほかの予防接種も全部任意は大抵一部負担をいただいておりますので。それともう1つ、下呂市の場合はほかに、先ほど市長も言われましたように水ぼうそうやおたふく風邪、それから高齢者以外の季節性インフルエンザなどは、子育て支援の観点から、ほかの市に先駆けてやっております。そういったものもございまして、そういった部分も含めて総合的に5,000円という接種料金を決めたということでございまして、よろしくお願ひします。

それから、もう1点でございますが、やはりワクチンにつきましては、確かにそういった部分もありますけど、県の事業が今回は妊婦支援、子育て支援の観点から対象者を決めたということでございまして、男性の部分については、特に男性は妊婦の夫というふうに限っておりますが、こちら辺はまた7月号の広報でPRさせていただきますけど、当然補助は出さないんですけど、そういった方も積極的に打ってくださいよというPRは引き続きやっておりますので、よろしくお願ひします。以上でございます。

[挙手する者あり]

○議長（中野憲太郎君）

11番 吾郷孝枝さん。

○11番（吾郷孝枝君）

今、県の基準に準じてということをお答弁されましたけれども、県のほうは市町村の努力で、市町村の上乗せ、こういったことを期待して最低の基準を決めたんですね。ですから、県の医師会

の方たちも、今ふるさと納税の部分で風疹支援に限ってふるさと納税をするようにという通知を出されましたけれども、こういうことも市町村が少しでも努力して対象者をふやせるようにという考え方からなんですね。それで、下呂市は、この風疹、ことし私が質問したときは6,000人以上でしたけれども、6月10日現在でもう今1万人を超えました、患者さんが。これは報告されている分だけなんですから、風疹というのは三日ばしかと言って、非常に症状が軽い方も見えるんですね。ですから、今全国で1万人を超えた、これは昨年と比べると30倍です。こういう状況から見ますと、やはり積極的に県の提起を受けて下呂市がどれだけ努力するかということが非常に今問われておりますので。そして、ことしは特に風疹に警報が出されている状況ですので、ここのところをもう一度再考していただきたいということを申し上げまして終わります。

○議長（中野憲太郎君）

ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

これで質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま説明いただきました議第91号については、会議規則第37条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、議第91号については委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論を行います。

まず、本件に反対者の発言を許可いたします。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

次に、本件に賛成者の発言を許可いたします。

討論はありませんか。

〔挙手する者なし〕

これで討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議第91号 平成25年度下呂市一般会計補正予算、本案を原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員です。よって、議第91号については原案のとおり可決されました。

◎委員会提出議案第3号について（議案説明・採決）

○議長（中野憲太郎君）

日程第26、委員会提出議案第3号 下呂市議会会議規則の一部を改正する規則についてを議題といたします。

本案について、提案説明を求めます。

議会運営委員会委員長 各務吉則君。

○議会運営委員長（各務吉則君）

委員会提出議案第3号についての説明をいたします。

下呂市議会会議規則の一部を改正する規則について。

下呂市議会会議規則の一部を改正する規則を別紙のとおり定める。平成25年6月19日提出。下呂市議会運営委員会委員長 各務吉則。

提案理由、地方自治法の改正に伴い、当該規則の一部を改正するものである。

10ページを開いてください。

下呂市議会会議規則の一部を改正する規則要綱。

1. 改正理由、平成25年3月1日に施行された地方自治法の改正により、公聴会の開催及び参考人の招致が委員会だけではなく本会議で行うことができるようになったため、会議規則にその条文を加えるものです。その他、地方自治法の改正による法の引用部分の修正を行うものです。

2. 概要、(1)地方自治法の規定条文が変更になったため、引用条文を変更します。（第17条、第105条関係）

(2)第9節に公聴会、参考人の項目を加え、第78条から第84条までの7つの条文により公聴会、参考人の規定を定めます。第78条から第84条関係。

(3)会議録の記録方法についての規定を定めます。第85条第2項関係。

(4)会議録の公開についての規定を修正します。第86条関係。

(5)公聴会、参考人に関する条文を加えたことによる条ずれと引用条文の修正をします。第37条、第85条から第168条及び別表。

(6)この規則は、公布の日から施行します。附則関係。

以上、説明を終わります。審議よろしくお願いします。

○議長（中野憲太郎君）

質疑・討論を省略し、これより採決を行います。

日程第26、委員会提出議案第3号 下呂市議会会議規則の一部を改正する規則について、本案を原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員です。よって、委員会提出議案第3号については、原案のとおり可決されました。

◎閉会中の委員会継続調査申し出について

○議長（中野憲太郎君）

日程第27、閉会中の委員会継続調査申し出についてを議題といたします。

各常任委員長、議会運営委員長及び各特別委員長から、会議規則第104条の規定により、お手元に配付しました申出書のとおり、所管事務等について閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

ここで、市長より発言の申し出がありますので、許可いたします。

市長。

○市長（野村 誠君）

6月定例議会が閉会されるに当たりまして、一言お礼を申し上げたいと思います。

6月7日から本日まで13日間にわたりまして、一般質問、そして各常任委員会、予算特別委員会を開催していただきまして、私どもが提案いたしました平成25年度一般会計補正予算を初め、全ての議案を可決・決定いただきましてまことにありがとうございました。

先ほども議論がございましたT P Pの問題が今大きな問題となってきました。先般、農業委員会からも建議書をいただきました。やはりこの中山間地域の農業を守っていくために、いわゆる聖域は守らなきゃならんということでございます。この下呂市の農業、農地を守っていく、また森林も含めてこの中山間地域の農林業を守っていくためにも、やはり聖域は守っていただかなきゃならんということを強く思っておるわけでございます。

また、職員給与の問題につきましても、いろいろ御議論いただくわけでございますが、9月定例議会に条例案を提案することとしております。各市町村の対応もまちまちでございます。下呂市におきましては、職員組合との協議を重ね、職員組合としても苦渋の選択ではあるけれども、下呂市の財政の健全化を一丸となって進めたいという気持ちで同意いただいたということでございます。議会の皆様方にも御理解をいただきたいと思っております。

それでは、13日間にわたりまして大変御苦労さまでございました。ありがとうございました。

◎閉会の宣告

○議長（中野憲太郎君）

これをもちまして、本定例会に付議されました議案は全て終了いたしました。

平成25年度第3回下呂市議会定例会を閉会いたします。御苦労さまでございました。

午前10時46分 閉会

以上会議の次第を記載し、その相違ないことを証するためここに署名する。

平成25年6月19日

議 長 中 野 憲太郎

署名議員 2番 今 井 政 良

署名議員 3番 今 井 美 好